

本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です

個人番号カードをもっている場合

身元確認と番号確認が、カード1枚で可能です。



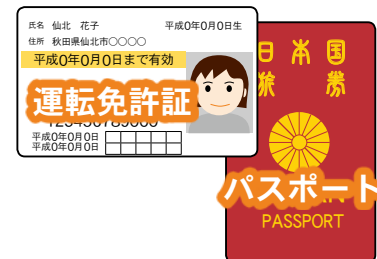
本人の代理人が申請する場合には、委任状や代理人の方の身元確認（運転免許証など）、本人（委任した方）の個人番号の確認が必要となります。

個人番号カードをもっていない場合

以下のもので身元確認と番号確認をします。

身元確認

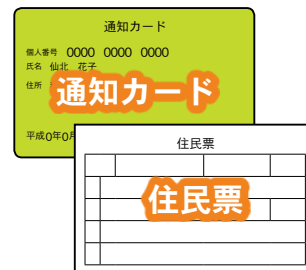
運転免許証やパスポートなど



上記で確認できない場合は、健康保険証や年金手帳など2点以上が必要です。

番号確認

通知カードや住民票（マイナンバー付き）など



※手続等の際は、お手数をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

2月6日(土)・13日(土)

個人番号カードの発行を行います。

個人番号カードを申請し、カードができた方に順次交付通知書（ハガキ）を送っています。交付通知書（ハガキ）に記載の交付場所でお受け取りください。混み具合によってはお待ちいただくこともあります。交付の際、暗証番号の入力が必要ですので準備してきてください。



場所 ▶ 角館庁舎市民係窓口 ▶ 田沢湖地域センター ▶ 西木地域センター

時間 9:00 ～ 15:00

持物 ▶ 交付通知書（ハガキ） ▶ 通知カード
▶ 本人確認書類（免許証等） ▶ 印鑑
▶ 住基カード（お持ちの方のみ）

詳しくは交付通知書（ハガキ）をご確認ください。

問合せ

市民生活課市民係 ☎ 43-3307 田沢湖地域センター ☎ 43-1147
西木地域センター ☎ 43-2200

マイナンバーについては「内閣官房のマイナンバー（社会保障・税番号）制度のホームページ」をご覧ください

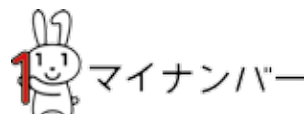
詳しくは <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

問合せ

仙北市企画政策課
☎ 43-1112

マイナンバーコールセンター ☎ 0120-95-0178

（無料。平日 9:30～22:00 土日祝 9:30～17:30）
（年末年始 12月29日～1月3日を除く）



平成28年1月からマイナンバーの運用が始まりました

各種行政手続で マイナンバーが必要になります。

マイナンバーの利用は、法令等で定められた範囲に特定され、マイナンバーを利用しての行政手続には本人確認が必要となります。なお、市役所、出張所窓口等でマイナンバーの提示・記入が必要な主な事務は次のとおりです。

税関係

- ▶ 確定申告、住民税申告（※平成29年に行われる申告相談から） ◀ 税務課
- ▶ 給与支払報告書、法定調書 ◀ 税務課
- ▶ 減免申請 ◀ 税務課 など

保健・医療関係

- ▶ 国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する申請 ◀ 市民生活課
- ▶ 妊娠届出（母子手帳の交付） ◀ 保健課
- ▶ 低体重児出生届 ◀ 保健課
- ▶ 養育医療給付申請 ◀ 保健課 など

福祉関係

- ▶ 障害福祉サービス、自立支援医療、障害者手帳（療育手帳除く）、特別障害者手当等、日常生活用具、補装具、日中一時支援の申請 ◀ 社会福祉課
- ▶ 生活保護の申請 ◀ 社会福祉課
- ▶ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求 ◀ 社会福祉課
- ▶ 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の申請や現況届 ◀ 子育て推進課
- ▶ 保育園・認定こども園の利用申請 ◀ 子育て推進課
- ▶ 介護保険等に関する申請 ◀ 長寿支援課・包括支援センター など

市営住宅関係

- ▶ 市営住宅入居者の収入申告書 ◀ 都市整備課 など

災害関係

- ▶ 避難行動要支援者名簿の作成 ◀ 社会福祉課・総合防災課 など